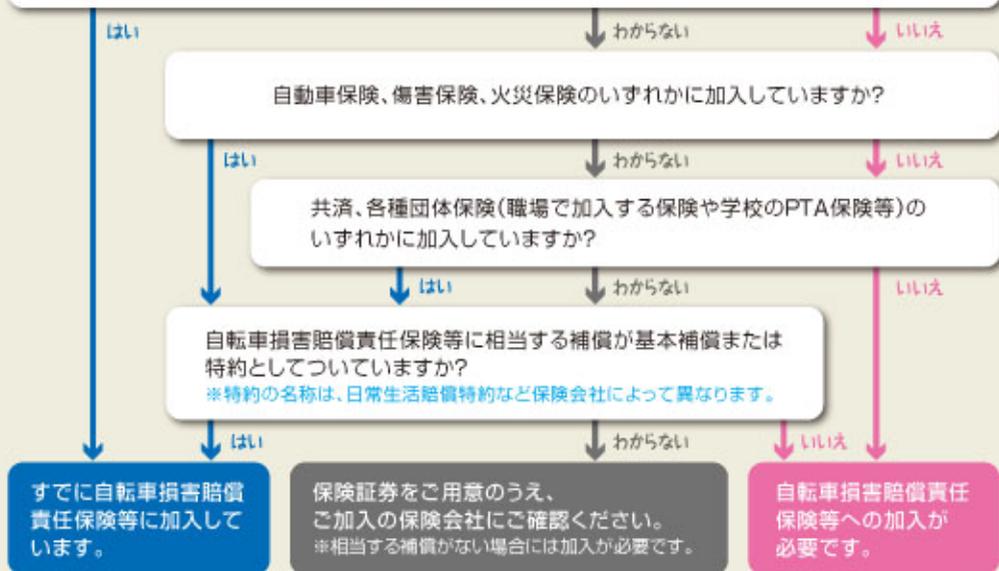


自転車損害賠償責任保険等 加入状況確認シート

自転車利用中の事故により他人にケガをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命または身体の損害を補償できる保険(自転車損害賠償責任保険等)に加入していますか?

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。



事故による損害を補償する自転車損害賠償責任保険等の種類

■日常生活での賠償責任保険等

自転車向け保険 自転車事故に備えた保険 	自動車保険の特約 自動車保険の特約で付帯した保険 	火災保険の特約 火災保険の特約で付帯した保険
傷害保険の特約 傷害保険の特約で付帯した保険 	会社等の団体保険 団体の構成員向けの保険 	PTAの保険 PTAや学校が窓口となる保険
共済 全労済、県民共済など 	TSマーク付帯保険 自転車の車両に付帯した保険 	クレジットカードの付帯保険 クレジットカードに付帯した保険

■業務中での賠償責任保険等(事業者向け)

種類	概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

♪チリリン♪ 自転車条例・ルールBOOK



自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっています。

神奈川県PRキャラクター
かほかわキンタロウ(自転車)

神奈川県は2019年4月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行しました。



神奈川県自転車条例 制定の背景と3つの柱

県内では自転車と歩行者の関係する交通事故が増加しており、重大な事故も発生しています。また、全国では自転車事故の加害者に対し高額な損害賠償を請求される事例もあります。

県は、歩行者、自転車及び自動車等がともに安全に通行し、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、①自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化 ②自転車の安全利用のための取組み ③交通安全教育の実施 を柱とした条例を制定・施行しました。

自転車は道路交通法上「車両」に位置付けられています。自転車に関する正しい知識を取得し、ルール・マナーを守り、自転車の安全な利用に努めてください。

詳しくは

①自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化 2019年10月 から施行

自転車事故の高額賠償事例

約**9,500**万円

小学生が夜間、自転車で帰宅途中に歩行者の女性と正面衝突。女性は頭がい骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。



まずは、自転車損害賠償責任保険等に加入しているか確認することが大切です。

Q1 自転車損害賠償責任保険等の加入義務の対象となる方はどのような人たちですか？

自転車の利用者のほか、子どもが利用する場合には保護者、従業員が業務で利用する場合には事業者、さらには自転車を貸し出す事業者も対象となります。



Q2 加入が義務化された自転車損害賠償責任保険等とはどのようなものがあるのですか？

条例では、「自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。」と定義し、自分自身の生命又は身体の補償を求めるものではありません。

具体的には、自転車向けの保険のほかに、自動車保険や火災保険の特約としての個人賠償責任保険、PTA保険や各職域での団体保険、自転車整備士による点検を受けたことで加入できるTSマーク付帯保険などがあります。

自転車損害賠償責任保険等には様々な種類があり、本人が気付かないうちに、既に入っている場合があります。



必ずしも「自転車向けの保険」に加入する必要はありません。

Q3 「自転車向け保険」と言われている保険に入らなければいけないのですか。

自転車損害賠償責任保険等には、「自転車向けの保険」だけでなく他にも多くの種類があります。

裏表紙の「加入状況確認シート」を活用して、ご自身が加入している保険等で自転車利用時の事故による損害が補償されているかを確認しましょう。



既に入っている保険等の加入状況や補償内容をよく確認しましょう。

Q4 自転車損害賠償責任保険等はどこで入ることができますか？

個人賠償責任保険、共済、施設所有者賠償責任保険等の加入については、各損害保険や共済保険等の取扱店に確認してください。

TSマーク付帯保険については、お近くの自転車安全整備士のいる自転車店にお問い合わせください。

※TSマーク付帯保険

自転車安全整備士による点検・整備(有料)を受け、安全な自転車であることが認識された場合に付帯される保険です。

Q5 県外から自転車で乗り入れる場合も保険等に加入しなければなりませんか。

神奈川県内で自転車を利用するときは、条例が適用されますので、保険等の加入が義務付けられます。

Q6 県外からレンタルサイクルなどで乗り入れる場合でも保険等に入らなければならないのですか。

Q5と同様に、保険等の加入が義務付けられます。



そうだったのか!
神奈川県の
自転車のルール!!

Q7 なぜ、罰則を設けなかったのですか。

自転車には自動車のような登録制度がありません。また保険等には、契約者だけでなく家族全員が対象となるものもあるなど、制度が複雑で商品も多岐にわたっています。このように自転車利用者の保険加入状況をすぐに確認できないため罰則は設けていません。

②自転車の安全利用のための取組み

2019年4月
から施行

- 反射材を備える



- 施錠などの防犯上の措置



- 点検・整備

ブ ブレーキ

ブレーキはよく効きますか？

タ タイヤ

空気は入っていますか？

は 反射材(器)・ライト

汚れていませんか？
ちゃんと点灯しますか？



点検しよう 合言葉は
ブタはしゃべる!?

しゃ 車体

サドルにまたがって、両足が地面に着きますか？

へる ベル

ベルは鳴りますか？

③交通安全教育の実施

2019年4月
から施行

- 幼児、児童及び高齢者のヘルメット等の着用



- 学校、家庭等における交通安全教育

ながらスマホはやめましょう!

ゆっくり行かし
ぶつかりそうなら
気配でわかる
おまい!



これ以後は 道路交通法等 で定める内容の解説です

車道通行のルール



歩車道の区別のある道路では、
車道を通行する

歩道を走ると

罰則: 3カ月以下の懲役
または5万円以下の罰金

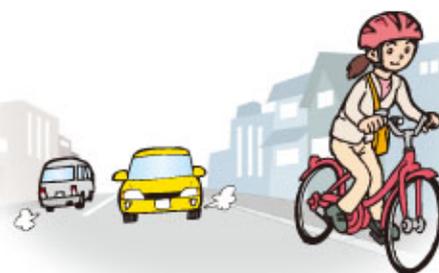
※歩道通行が可能な場合を除く



車道を通行するときは、
左側を通行する

車道の右側を通行をすると

罰則: 3カ月以下の懲役
または5万円以下の罰金



「普通自転車専用通行帯」があるときは、
そこを通行する

罰則: 5万円以下の罰金



普通自転車の専用
通行帯を表す道路標識



急な進路変更はしない

後方の車に急ブレーキや急ハンドルの操作をさせるような進路変更をすると、

罰則: 5万円以下の罰金



歩道通行のルール

次の場合、普通自転車は歩道を通ることができる

- 右図の標識等があるとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転するとき
- 車道が狭く、自動車の交通量が多いなど、車道または交通の状況から見て、通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき



「自転車および歩行者専用」の標識



「歩道通行可」を示す道路標識



歩道を通行するときは、車道寄り部分を徐行する



※「普通自転車通行指定部分」があるときは、その部分を徐行。ただし、指定部分に歩行者がないときは歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

「普通自転車の歩道通行部分」の標識



※「徐行」とは、すぐに止まれる速度で、大人の早足程度の速さ。

歩道の中央から車道寄りの部分や指定部分を通行しなかったり、徐行しないと、
罰則：2万円以下の罰金または料料

歩行者の通行を妨げそうなときは、一時停止する

一時停止しないと、
罰則：2万円以下の罰金
または料料

歩行者が多いときは、降りて押して通らしましょう。



路側帯通行のルール

道路の左側にある路側帯を通行できる

自転車で路側帯を通行するときは、道路の左側にある路側帯を自動車や原付と同じ方向に通行しなければなりません。歩行者用路側帯は通行できません。

道路の右側の路側帯または歩行者用路側帯を通行した場合

罰則：3カ月以下の懲役
または5万円以下の罰金



路側帯とは

歩道のない道路や、歩道のない側の路端寄りに、白線(道路標識)によって区画された部分をいいます。

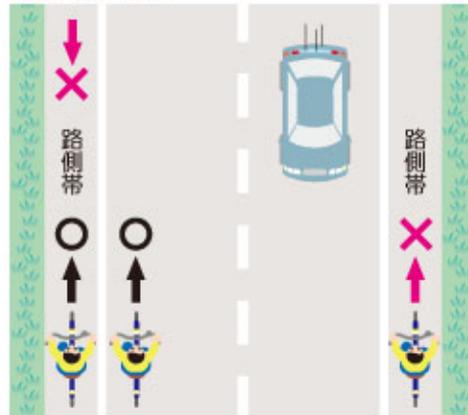
自転車が行き通じ可能な路側帯



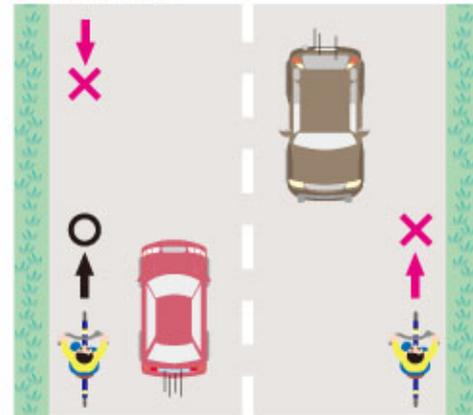
自転車が行き通じできない路側帯



路側帯あり



路側帯なし



交差点通行のルール

(信号機がない場合)

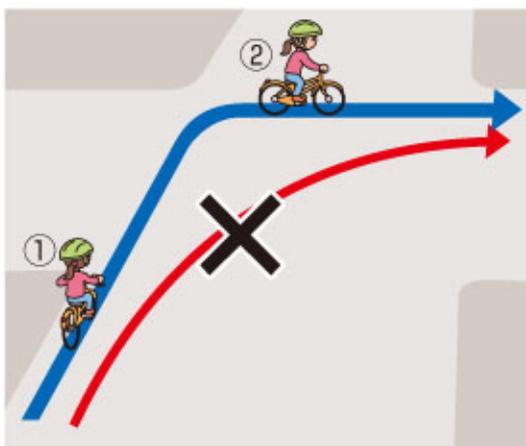
「一時停止」の標識がある
交差点では、
必ず一時停止をする

罰則: 3カ月以下の懲役
または5万円以下の罰金
過失は10万円以下の罰金



右折するときは、
交差点の端に沿って、
大回りに徐行する

- ①十分に速度を落として
交差点の向こうがわに
進んでから、
- ②曲がりましょう。

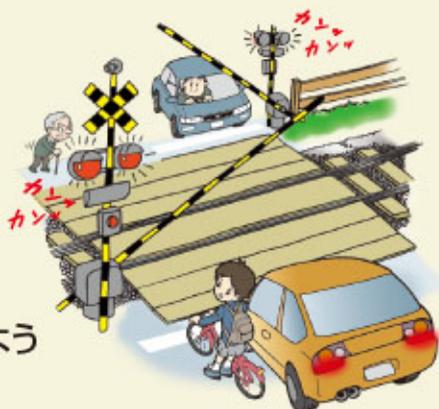


踏切事故を防止しましょう

警報器が鳴ったら、
踏切内に入らないようにしましょう。

踏切前で停止し、自転車を降りて
押して渡りましょう。

子ども・高齢者等が、安全に渡れるよう
みんなで見守りましょう。



交差点通行のルール

(信号機がある場合)

信号に従って
通行する

信号を無視したら
罰則:
3カ月以下の懲役
または5万円以下の罰金
過失は10万円以下の罰金

信号の意味



青のときは
直進と左折が
できます。

右左折の車が
いないかよく
見ましょう。



黄色と青の
点滅は、
横断を始めては
いけません。

次の青まで
待ちましょう。



赤は、
横断しては
いけません。

青になるまで
待ちましょう。

「歩行者・自転車専用信号」が
あったら、その信号に従う



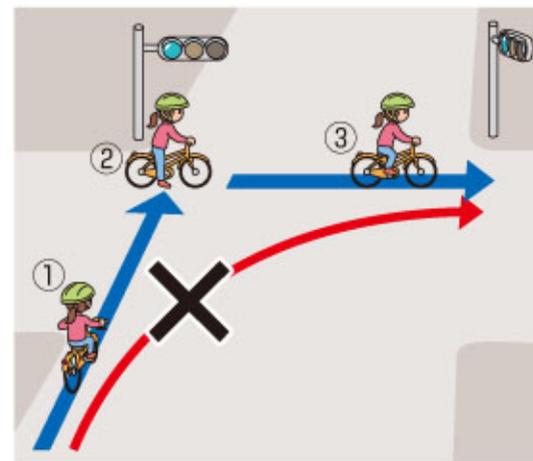
「自転車横断帯」があったら、
自転車横断帯を通行する



歩行者の通行を妨げる
おそれのあるときは、
自転車を降りて
押して渡りましょう。

右折するときは、
信号に従い、
交差点の端に沿って、
大回りに徐行する

- ①青信号で交差点の
向こうがわまで進み、
- ②右に向きをかえ、
- ③前方の信号が青に
なってから進みましょう。



「自転車運転者講習」受講義務の対象となる15の「危険行為」

次のような「危険行為」で3年以内に2回以上摘発されると...

「自転車運転者講習」の受講が命じられます!

信号無視 	通行禁止道路(場所)の通行  <small>※警察署長の許可を得た場合は除きます。</small>	通行が認められ(許可されている)歩行者用道路での歩行者妨害  <small>危険行為を繰り返すと講習!</small>	
歩道通行や、車道の右側通行等 <small>※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。</small> 	路側帯での歩行者の通行妨害 	遮断踏切への立ち入り 	信号のない交差点等での優先車両(左方車)の通行妨害等 
右折時における直進車や左折車への通行妨害 	環状交差点での安全進行義務違反等 	一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害 	歩道での歩行者妨害等 
ブレーキが不備・不良な自転車の運転 	酒酔い運転 	安全運転義務違反 <small>※傘さし運転やスマホ運転なども該当することがあります。</small> 	妨害運転 <small>※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、ヘルを軌道に陥らすなどの行為</small> 



幼児2人を同乗させる場合の要件とヘルメットの着用

幼児2人同乗用自転車とは、幼児2人を同乗させても十分な強度や制動性能があり、かつ駐輪時の転倒を防止するための操作性と安定性が確保されているなど、特別な構造と装置を備えた自転車で、「BAA(安全・環境基準適合車)」と「幼児2人同乗基準適合車」の2つのマークが貼られています。



自転車の3人乗りが認められる場合

原則、普通自転車の二人乗りは禁止です!

ただし神奈川県では、

- 16歳以上の者が運転し、
- 小学校就学の始期に達するまでの幼児を乗せる場合に限り認められています。

※小学校就学の始期に達するまでとは「小学校に就学する年の3月31日まで」をいいます。

- 幼児用座席に幼児を1人乗車させ、幼児1人をひも等で確実に背負って運転する場合
※抱っこひもなどを使用して、前抱っこで自転車に乗ることはできません。

- 幼児2人同乗用自転車(※注)の幼児用座席に幼児2人を乗車させ、運転する場合
※注 幼児2人同乗用自転車：運転者のための乗車装置及び2つの幼児用座席を設けるために必要な特別な構造又は装置を有する自転車

- ✗ 幼児3人を乗せることはできません。

自転車運転者講習の受講が命じられると...

- ① 3カ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。
- ② 講習は3時間で、受講者(違反者)の特性に応じた個別的指導を含みます。
- ③ 講習には手数料がかかります。
- ④ 命令に従わず、講習を受けないと...5万円以下の罰金刑に処せられます。



保護者は子どもを自転車に乗車させるとき、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

- 13歳未満の子どもが自転車を運転するとき。
- 保護者などが補助いす等で幼児を自転車に同乗させるとき。
- 保護者などが幼児をおんぶして運転するとき。



自転車にかかわる標識・標示



一時停止

徐行

通行止め



自転車通行止め

自転車及び歩行者専用

自転車専用

横断歩道・自転車横断帯



自転車横断帯

普通自転車専用通行帯



自転車一方通行

並進可

普通自転車歩道通行可

普通自転車の歩道通行部分

電動アシスト自転車による事故に注意!!

- 自転車を止める際は、転倒防止を確実にしましょう!
普通の自転車に比べ車体が重くバランスを崩しやすい特徴があります。
- 急発進、誤発進に注意しましょう!
ペダルを踏むとアシスト機能が働きます。
停止中は、必ず両ブレーキをかけて誤発進を防ぎましょう。
- 走行スピードに注意しましょう!
動き出しから短時間で加速し、思わぬ速度が出てしまうケースがあります。



神奈川県道路交通法施行細則



スマホ・携帯電話等の使用の禁止

注意力を欠いたり、ハンドル・ブレーキ操作などの安定性を損なうおそれがあります。



罰則:5万円以下の罰金

イヤホン等の使用の禁止

注意力を欠いたり、周りの音や声が聞こえず、安全運転に支障をきたすおそれがあります。



罰則:5万円以下の罰金



これだけは守りたい!
自転車の基本的な通行ルール

自転車安全利用五則

※違反すると法律により罰せられることがあります!!

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外**
- 2 車道は左側を通行**
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**
- 4 安全ルールを守る**
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用**